一般社団法人ホールフード協会 個人会員規約

一般社団法人ホールフード協会（以下、「本協会」といいます。）の個人会員であるホールフード会員（以下、「会員」といいます。）として入会を希望する方は、以下に定める本規約（以下、「本規約」といいます。）に同意するものとします。

第１条（入会資格）
１．本協会への会員入会資格は、次に掲げる事項をすべて満たす方とします。
（１）本協会の理念及び活動趣旨に賛同してくださる方
（２）本規約に同意いただいた方
２．前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する方は会員となることができません。
（１）暴力団員又は暴力団関係企業その他の反社会的勢力の関係者であると認められる者
（２）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から３年を経過しない者
（３）破産者で復権を得ない者
（４）過去に本規約の違反等により、本協会から除名処分を受けたことがある者

第２条（入会手続）
１．本協会に入会を希望する方は、本規約を承認の上、本協会が別途定める方法により入会申込手続を行うものとします。
２．前項の申込者は、本協会の定める方法及び期間内に、第５条に定める会費を支払うものとします。

第３条（会員契約の成立）
１．会員契約の申込は、前条に定める手続及び会費の納入を本協会が確認した時点で行われたものとみなします。
２．本協会は、前項の申込内容を審査し、入会を適当と認めた場合に、その旨を申込者に通知します。当該通知をもって本協会と申込者との間で会員契約が成立し、申込者は会員となるものとします。
３．本協会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員契約の申込を承認しないことがあります。
（１）申込者が第１条第２項各号のいずれかに該当することが判明した場合。
（２）会員契約の申込時に、虚偽、誤記、記載漏れ等、事実と異なる内容を申告したことが判明した場合。
（３）その他会員契約の承諾が、本協会の業務の遂行上著しい支障があると本協会が判断した場合。

第４条（会員資格の有効期間）
会員資格の有効期間は、前条第２項により会員契約が成立した日（以下「開始日」という。）から１年間とします。

第５条（会費）
１．会費は、会員資格有効期間１年につき本協会が別途定める年会費とし、本協会の定める方法により本協会へ支払うものとします。
２．会員は、会員資格を更新する場合、本協会の定める更新日までに本協会に前項に定める年会費を支払うものとします。
３．一度納入された会費は、第9条（退会）及び第10条（除名）に基づく会員資格喪失を含め、理由の如何を問わず返還しないものとします。
４．退会、年会費未納などで一度会員資格を喪失した者が再入会を希望される場合であっても、第３条（会員契約の成立）に定める手続に従い、改めて年会費を本協会へ支払い、本協会による会員契約の承諾を受けるものとします。

第６条（会員の行為基準）
会員は、本協会の円滑な運営のため、以下の各号の事項を遵守しなければならないものとします。
（１）本協会の社会的信用及び地位の向上に努めること。
（２）関係法令並びに本規約を遵守すること。
（３）会員は、自身又は本協会が依頼する情報発信ツールや媒体において、ホールフードに関する活動を発信する場合には、正確な情報に基づき、誤った情報を広めることのないよう十分に配慮すること。
（４）本協会の名称、及び各認定の呼称、協会ロゴマークを使用する場合には、事前に本協会に確認し、承認を得ること。

第７条（禁止行為）
会員は、次の行為を行ってはならないものとします。
（１）本協会、他の会員、本協会関係者、又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれがあると本協会が判断する行為。
（２）本協会、本協会関係者、他の会員、又は第三者の財産、肖像権、プライバシー等の権利を侵害する行為、又は侵害する恐れがあると本協会が判断する行為。
（３）本協会、本協会関係者、他の会員、又は第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又は第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、並びにその恐れがあると本協会が判断する行為。
（４）犯罪的行為に加担し、又はこれを促進する行為。
（５）本協会から提供される情報を改ざんする行為。
（６）本協会が運営するウェブサイトに有害なコンピュータープログラム等を送信又は書き込む行為。
（７）その他、法令に違反する行為。
（８）その他、本協会が会員として不適切と判断する行為。

第８条（届出内容の変更等）
１．会員は、氏名、住所、連絡先等、本協会に届け出た内容に変更があった場合には速やかにその旨を本協会所定の方法により届け出るものとします。
２．前項の届出がなかったことにより、会員が不利益を被ったとしても、本協会は一切責任を負いません。
３．会員が本協会に変更を届け出るまで、本協会から会員に対する通知等は、従来届け出のある連絡先に宛てて行なえば、当該会員に到達したものとします。

第９条（退会）
１．会員は、本協会所定の方法により届け出ることにより、任意に退会することができます。
２．会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員資格を喪失し、自動的に退会したものとみなします。
（１）第５条第２項に定める期日までに所定の年会費を支払わなかった場合。
（２）会員資格の有効期間が満了し、更新手続きが完了しなかった場合。
（３）会員（個人）が死亡した場合。

第10条（除名）
１．本協会は、会員が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、理事会の議決を経て当該会員を本協会から除名することができるものとします。
（１）法令又は本規約のいずれかに違反した場合。
（２）第１条第２項各号に定める欠格事由のいずれかに該当することが判明した場合。
（３）第７条（禁止行為）に定める行為を行った場合。
（４）その他、会員としてふさわしくないと本協会が判断した場合。
２．本協会は、前項の規定により会員を除名した場合、その旨を当該会員に通知するものとします。除名の効力は当該通知をもって発生するものとします。

第11条（会員資格の譲渡）
会員は、本協会の会員資格を第三者に譲渡、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第12条（自己責任の原則及び免責）
１．会員は、本協会認定の各呼称等（以下、「呼称等」という）の使用及びその結果につき、自ら一切の責任を負うものとします。
２．会員が呼称等の利用に関連し、他の会員又は第三者に対して損害を与えた場合、当該会員は、自らの費用と責任においてこれを解決し、本協会にいかなる迷惑又は損害を与えないものとします。
３．会員による行為により、本協会が損害（訴訟費用、弁護士費用を含む）を負った場合、当該会員は、本協会に対しその一切を賠償するものとします。
４．本協会は、本協会の故意又は重大な過失による場合を除き、会員の活動又は呼称等の利用に関連して会員又は第三者に生じた一切の損害について、いかなる責任も負わないものとします。

第13条（本規約の変更）
１．本協会は、法令の改正、経済情勢の変化、本協会のサービス内容の変更その他必要と認められる場合に本規約を変更することができます。
２．本規約を変更する場合、本協会は、効力発生日を定め、変更後の規約を本協会のサイト上への掲載、電子メール、書面その他本協会が適切と判断する方法により、会員に事前に通知するものとします。
３．変更後の会員規約は、前項により通知した効力発生日から効力を生じるものとします。

第14 条（個人情報の保護）
本協会は、本協会が保有する会員の個人情報に関して本協会が別途定める「プライバシーポリシー」に従い、個人情報を適切に取り扱うものとします。

第15条（準拠法及び合意管轄）
１．本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。
２．本規約に関する一切の紛争については、本協会の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2025年10月10日 改定
一般社団法人 ホールフード協会